



平成 21 年 1 月 7 日

各 位

会 社 名 光ビジネスフォーム株式会社
代表者名 代表取締役社長 林 陽一
(J A S D A Q ・ コード 3948)
問合せ先
役職・氏名 専務取締役 山内 政幸
電話 03-3348-1432

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 7 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 41 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律 88 号)により実施される上場会社の株券電子化に対応するもの。またあわせ公告の際の周知性の向上と合理化の為、公告の方法を日本経済新聞への掲載から、電磁的方法による掲載(いわゆる電子公告)に変更するもの。

2. 定款変更の内容

別添ファイルご参照

3. 日程

(1) 定款変更の為の定時株主総会予定日

平成 21 年 3 月 27 日(金)

(2) 定款変更の効力発生日

平成 21 年 3 月 27 日(金)

以 上

現 行	変 更 後
第1章 総 則	第1章 総 則
(公告の方法) 第5条 <u>当社の公告は日本経済新聞に掲載して行なう。</u>	(公告の方法) 第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(株券の発行) 第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u>	< 削 除 >
(单元株式数および单元未満株券の不発行) 第8条 2) <u>当社は、单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	以下降番 (单元株式数) 第7条 < 削 除 >
(株主名簿管理人) 第12条 3) 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。） <u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u> の作成並びに備え置きその他の株主名簿、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	(株主名簿管理人) 第11条 3) 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。） <u>および新株予約権原簿</u> の作成並びに備え置きその他の株主名簿 <u>および新株予約権原簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
(株式取扱規則) 第13条 当社の株式に関する取扱い <u>および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	(株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する取扱いは、 <u>取締役会</u> の定める株式取扱規則による。
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
(基準日) 第14条 当社は、毎年12月31日の株主名簿に <u>記載または記録</u> された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第13条 当社は、毎年12月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第6章 計 算	第6章 計 算
(剰余金の配当) 第33条 当社は、株主総会の決議により、期末配当を行なうことができる。	(剰余金の配当) 第32条 当社は、株主総会の決議により、 <u>毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者</u> に対し、期末配当を行なうことができる。